

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第3回 輸送交通専門委員会



いちご一会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日時 令和2年9月2日（水）午後3時30分～

会場 下野市役所庁舎2階 203会議室

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 輸送交通専門委員会

(1) 報告事項

報告第1号	いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通専門委員会委員の変更	・・・	2
報告第2号	鹿児島国体の延期等について	・・・	3

(2) 審議事項

審議第1号	いちご一会とちぎ国体	下野市競技別リハーサル大会輸送計画 (案)	・・・	5
審議第2号	いちご一会とちぎ国体	下野市消防防災・警備業務実施要項 (案)	・・・	11
審議第3号	いちご一会とちぎ国体	下野市大会消防警備計画 (案)	・・・	14
審議第4号	いちご一会とちぎ国体	下野市開催競技会場等設計 (案)	・・・	別紙

◆ 参考資料

- いちご一会とちぎ国体開催準備経過について
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から常任委員会への委任事項
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会各専門委員会委員名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画
- いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第3回 輸送交通専門委員会

次 第

日時 令和2年9月2日(水)

午後3時30分～

場所 市庁舎2階 203会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 輸送交通専門委員会

(1) 報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通専門委員会委員の変更
- 報告第2号 鹿児島国体の延期等について

(2) 審議事項

- 審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市競技別リハーサル大会輸送計画(案)
- 審議第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市消防防災・警備業務実施要項(案)
- 審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市大会消防警備計画(案)
- 審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催競技会場等設計(案)

(3) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 輸送交通専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会輸送交通専門委員会委員の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、令和2年2月5日から令和2年9月1日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会輸送交通専門委員会委員の変更について、次のとおり報告する。

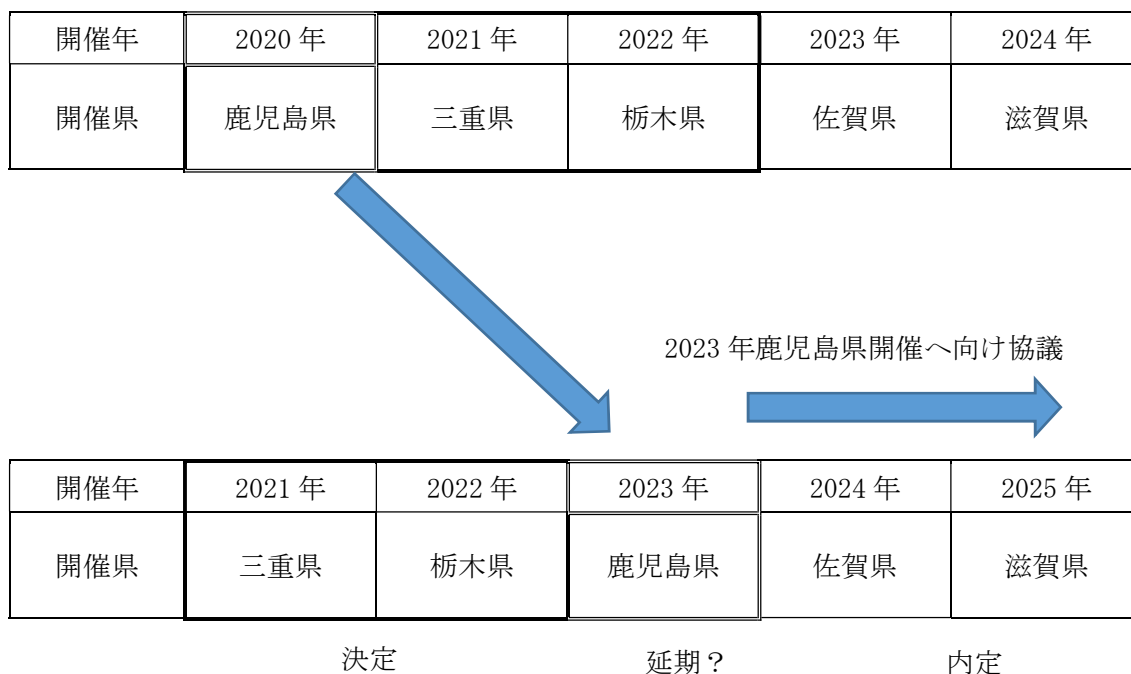
専門委員（4名）

（敬称略）

機関・団体名	後任者	前任者
下野地区防犯協会連合会	理事 直井 満	関 久雄
国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所国分寺出張所	出張所長 松村 光雄	笹井 昭広
下野警察署	交通課長 小島 悟	矢吹 幸大
市民生活部安全安心課	課長 直井 満	関 久雄

報告第2号

鹿児島国体の延期等について



今年度開催予定の鹿児島国体は、新型コロナウイルス感染拡大により、延期が決定されたものの、延期の時期については、現在も未決定である。

新聞等報道によると、鹿児島国体の開催時期決定に関して、鹿児島県知事が佐賀県知事へ2023年鹿児島国体開催への協力を要請。佐賀県の山口知事は1年遅れの2024年開催について検討していく考えを示しているとのこと。

国体については、2021年三重、2022年栃木開催は決定されており、2023年佐賀、2024年滋賀が内定されている状況。また、全国2巡目を終える2033年鳥取開催までは内々定している。

公益財団法人日本スポーツ協会においては、2021年三重を予定通り開催していくことを発表しているが、鹿児島国体の延期時期が正式に決定していない状況のため、栃木国体への影響も現時点では不明である。

三重国体リハーサル大会について

- ・第25回ジャパンオープンハンドボールトーナメント（R2.7.11～7.14予定）
- ・第56回全国社会人サッカー選手権大会（R2.10.16～10.21予定）

令和2年（2020年）に開催予定であった三重国体の競技別リハーサル大会は中止決定。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 輸送交通専門委員会

審 議 事 項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会輸送計画（案）

1. 目的

いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会（以下、「リハーサル大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通業務実施要項に基づき、輸送計画を作成する。

2. 輸送計画の基本的な考え方

（1）計画輸送実施競技の選定方針

ア 大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は原則行わず、既存の公共機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 本大会に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

（2）実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス・タクシーを利用して、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場の相互間を輸送する。

3. 競技会ごとの輸送計画

計画輸送を行うリハーサル大会ごとに、各輸送対象者の輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

4. 駐車場

（1）大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

（2）駐車場については、大会参加者を優先し、空きがある場合、一般観覧者用駐車場を設ける。

（3）駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者に対して事前に駐車許可証を交付する。

（4）大会参加者等が指定外の駐車場へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5. 来会方法等の把握

各競技日の前に大会関係者に対し、必要に応じて来会意向調査を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6. その他

本計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し、決定する。

作成イメージ

競技別輸送計画書（案）【競技名： 】

(1) 基本情報

① 大会概要

大会名：
 競技会場：
 会期：

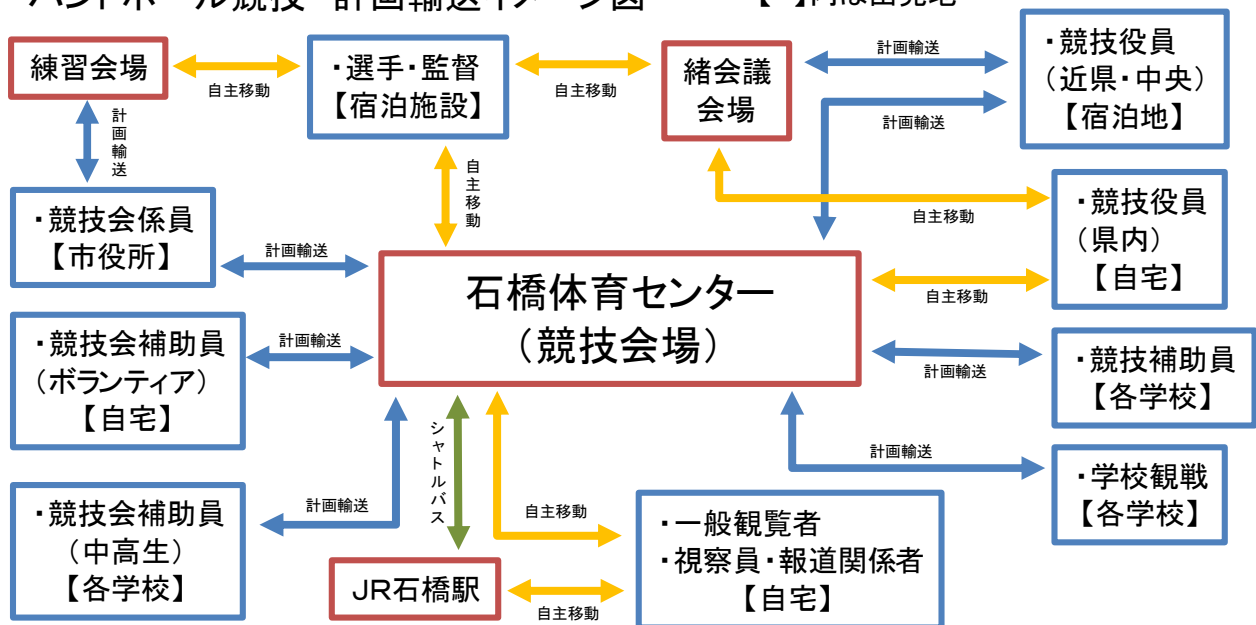
競技別輸送計画書は
 (1) サッカーパターン、
 (2) ハンドボールパターン
 を作成する予定

② 輸送計画の基本的な考え方

輸送対象者	輸送方法	発着地	駐車場
選手・監督	自主移動	×	第〇駐車場
競技役員（近県・中央）	計画輸送	宿泊施設	×
競技役員（県内）	自主移動	×	第〇駐車場
競技補助員	計画輸送	各学校	×
競技会係員	計画輸送	下野市役所	×
競技会補助員（ボランティア）	計画輸送	下野市役所	×
競技補助員（中高生）	計画輸送	各学校	×
視察員・報道関係者	自主移動・シャトルバス	J R 石橋駅	第〇駐車場
一般観覧者	自主移動・シャトルバス	J R 石橋駅	第〇駐車場
学校観戦	計画輸送	各学校	×

ハンドボール競技 計画輸送イメージ図

【 】内は出発地



(2) 計画バス等運行計画

1. 基本情報

対 象 :

区 間 : (宿泊施設) ⇔ 石橋体育センター (競技会場)

人 数 : ○○名

車 両 : 大型バス○台

運行時刻表

		○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
往路	発時刻	8時00分	8時00分	8時00分	8時00分	8時00分
	着時刻	8時15分	8時15分	8時15分	8時15分	8時15分
復路	発時刻	15時15分	15時15分	12時10分	10時00分	10時00分
	着時刻	15時30分	15時30分	12時15分	10時15分	10時15分

※往路：宿泊施設駐車場 → 石橋体育センター

復路：石橋体育センター → 宿泊施設駐車場

計画バス 運行経路図

- (2) 計画バス等運行計画
1. 競技役員 (近県・中央)
宿泊施設 ⇔ 競技会場
 2. 競技役員 (近県・中央)
宿泊施設 ⇔ 緒会議会場
 3. 競技補助員
各学校 ⇔ 競技会場
 4. 競技会係員
市役所 ⇔ 競技会場
 5. 競技会補助員
市役所 ⇔ 競技会場
 6. 競技会補助
各学校 ⇔ 競技会場
 7. 学校観戦
各学校 ⇔ 競技会場
- 等のパターンを作成予定

(3) シャトルバス運行計画

輸送区間：往路 JR石橋駅 ⇄ 石橋体育センター
 復路 石橋体育センター ⇄ JR石橋駅

運行時刻表

○月○日 (○)			
1台			
往路		復路	
発時刻	着時刻	発時刻	着時刻
8:00	8:15	8:15	8:30
9:00	9:15	9:15	9:30

○月○日 (○)			
1台			
往路		復路	
発時刻	着時刻	発時刻	着時刻
8:00	8:15	8:15	8:30
9:00	9:15	9:15	9:30

○月○日 (○)			
1台			
往路		復路	
発時刻	着時刻	発時刻	着時刻
8:00	8:15	8:15	8:30
9:00	9:15	9:15	9:30

○月○日 (○)			
1台			
往路		復路	
発時刻	着時刻	発時刻	着時刻
8:00	8:15	8:15	8:30
9:00	9:15	9:15	9:30

シャトルバス 経路図

石橋駅 ⇄ 競技会場

(4) 駐車場利用計画

大松山運動公園の会場設計図を添付

※役職ごとに駐車場の指定有り。

審議第2号

いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務に関して必要な事項を定める。

2 実施方針

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防防災・警備業務の実施に当たり、関係機関及び団体等の協力を得て、消防防災・警備体制に万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、沿道、宿舍等（以下「競技会場等」という。）並びにその他必要とされる場所とする。

4 基本的事項

消防防災・警備業務の基本的事項は、次のとおりとする。

（1）消防防災業務

消防法等関係法令のほか、下野市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、実施区域の消防防災に取り組む。

（2）警備業務

実施区域の雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

5 大会開催前の業務

（1）体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）業務内容

ア 消防防災業務

- ① 競技会場等における消防防災体制（救急・救助を含む。）の確立
- ② 実施区域における予防査察の実施（消防用設備・避難経路等の点検及び防火安全対策の指導）
- ③ 消防防災に必要な教育訓練の実施
- ④ 競技会場等における消防訓練の実施
- ⑤ 防火防災意識の啓発
- ⑥ その他必要な消防防災業務

イ 警備業務

- ① 競技会場等における警備体制の確立
- ② 実地踏査の実施

- ③ 施設・構造物の安全対策の推進
- ④ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ⑤ 関係機関・団体との連絡協力体制の確立
- ⑥ その他必要な警備業務

6 大会開催期間中の業務

(1) 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災・警備業務を総括する消防警備本部を設置し、必要に応じて競技会場等に現地消防警備本部を設置する。また、関係機関及び団体等の協力を得て、競技会場等に係員等を配置し、消防防災・警備体制を整える。

(2) 業務内容

ア 消防防災業務

- ① 競技会場等における火災等の予防・警戒及び鎮圧
- ② 競技会場等における救急・救助
- ③ 競技会場等における避難経路の確保及び災害発生時の避難誘導
- ④ 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

イ 警備業務

- ① 競技会場等及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 競技会場等における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 入退場者の管理
- ④ 競技会場等における避難経路の確保
- ⑤ 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件、事故の防止
- ⑥ 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防
- ⑦ その他必要な警備業務

(3) 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関及び団体等と連携して、消防防災・警備業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

大会の開催前及び開催期間中において、下野市に災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合は、下野市地域防災計画等に基づき対応するものとする。

8 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、関係機関及び宿泊地市町村と調整し、必要に応じて実施するものとする。

9 行幸啓の消防防災・警備業務

行幸啓に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ別に定めるものとする。

10 大会旗・炬火イベント等の消防防災・警備業務

大会旗・炬火イベント等に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に定めるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。
また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については実情に応じてこの要項を準用するものとする。

審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市大会消防警備計画（案）

1 趣 旨

いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 基本事項

消防防災・警備業務の実施に当たっては、次の事項を基本とする。

(1) 消防防災業務

ア 消防法等関係法令、下野市地域防災計画及び競技会場等国体関連施設（以下「大会関連施設」という。）の消防計画を基本として、その他必要な事項については本計画の定めるところによるものとする。

イ 本計画は、大会関連施設の防火管理者が行わなければならない防火・防災管理上必要な業務を補完するものとする。

ウ 屋外仮設物等の消防計画については、大会関連施設の消防計画に準じるものとする。

(2) 警備業務

ア 道路交通法、警備業法、消防法等の関係法令を遵守する。

イ 警備対象施設における警備業務は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）による自主警備を原則とする。また、自主警備に当たっては、警察・消防・各施設管理者等関係機関（以下「関係機関」という。）の協力を得て実施する。

ウ 実行委員会は、具体的な警備員の配置箇所、任務等を定めた警備業務計画書を作成し、その計画書に基づいた警備業務を民間の警備業者に委託する。

エ 自主警備業務を円滑に実施するため、実行委員会は関係機関と緊密な連絡調整を行う。

3 実施期間

(1) 消防防災業務の実施期間は、大会開催期間中（準備期間を含む。）とする。

(2) 警備業務の実施期間は、原則として競技日開始前日から競技終了日までとする。

4 実施範囲

(1) 消防防災業務の実施範囲は、競技会場、練習会場及び駐車場（臨時駐車場を含む。）とする。

(2) 警備業務の実施範囲は、原則として競技会場、駐車場（臨時駐車場を含む。）及び各周辺道路とする。なお、練習会場については、必要に応じて実施する。

5 業務内容

(1) 消防防災業務

ア 防火・防災管理業務

- ① 大会関連施設の防火管理者との事前協議・調整
- ② 平常時における安全管理業務を行う競技会係員等からなる予防管理組織の編成
- ③ 火気の使用及び取扱いに関する指導
- ④ 災害発生時の被害を最小限にとどめるための競技会係員等からなる自衛消防組織の編成
- ⑤ その他、消防防災上必要な業務

イ 予防管理組織業務

- ① 収容可能人員と収容人員の把握
- ② 想定される風水害等の把握（風水害等予防対策）
- ③ 指定場所での火気使用状況（喫煙所を含む。）の安全点検及び整理整頓
- ④ 大会関連施設の消防用設備等と仮設置されている消防用設備等の把握及び点検
- ⑤ 指定場所以外で防火管理者の許可なく火気の使用があった場合の指導
- ⑥ 大会関連施設及び施設に付随する装飾などの各種構造物等の固定状況の確認と必要な措置（震災予防対策）
- ⑦ 火気使用設備（器具）及び室内、避難通路、出入口等の収容物等の転倒、移動、落下防止状況の確認と必要な措置（震災予防対策）
- ⑧ 避難経路の把握と避難経路の周知徹底
- ⑨ 避難上障害となる工作物や物品の排除と避難経路の確保
- ⑩ ごみ、可燃物等の整理整頓

ウ 自衛消防組織業務

- ① 災害等に関する各種情報収集
- ② 災害発生時の消防機関及び関係者への通報・連絡
- ③ 初期消火活動
- ④ 災害発生時の避難口の開放
- ⑤ 大会参加者及び一般観覧者の避難誘導
- ⑥ 負傷者の把握、救出及び救護に関する対応

エ 風水害等発生時対策

- ① 競技会場のある当該地域に対する避難情報等発令時における大会参加者及び一般観覧者の避難誘導
- ② 競技会場が避難場所に指定された場合の下野市災害対策本部との連携

オ 震災発生時対策

- ① 明らかに被害が甚大であると認められる場合の競技の即時中止
- ② 競技会場各係長による建物、火気使用設備（器具）の点検及び会場総務班長への報告
- ③ 会場総務班長による競技会場部長及び大会関連施設防火管理者への迅速な報告
- ④ 競技会場部長と競技団体決定権者の協議による競技続行の判断

(2) 警備業務

ア 交通誘導警備業務

- ① 駐車場及び周辺道路における歩行者等の安全確保及び進路案内
- ② 駐車場入口における選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導・案内
- ③ バス・タクシー乗降所における安全確保
- ④ 周辺道路における交通渋滞、交通事故及び違法（迷惑）駐停車の防止
- ⑤ 駐車場内における接触事故等の防止、車両の駐車整理及び各種案内広報

イ 会場警備業務

- ① IDカードによる大会参加者の入退場管理
- ② 大会関連施設における不審者・不審物に対する監視及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- ③ 円滑な競技運営を妨害する者及び行為者に対する対応
- ④ 自主警備上必要な情報収集、事案発生時における関係機関への通報・連絡
- ⑤ 迷子、遺失・拾得物の対応
- ⑥ 非常時・災害発生時における避難通路の確保及び誘導

ウ 夜間警備業務

- ① 大会関連施設、仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊の防止
- ② 大会関連施設における不審者・不審物に対する警戒及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

6 緊急連絡体制

大会期間中の連絡手段については、無線機等を使用し、関係機関との円滑な連携を図るため、緊急連絡体制を確立する。

7 その他

この計画に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については実情に応じてこの計画を準用するものとする。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 輸送交通専門委員会

参 考 資 料



いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

年 度	内 容
2012年度 (平成24年度)	(公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
	栃木県議会が国体招致を決議
2013年度 (平成25年度)	栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民体育大会開催要望書を(公財)日本体育協会及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開催を了解(内々定)
2014年度 (平成26年度)	第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立
	第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定
2015年度 (平成27年度)	第77回国民体育大会開催基本構想の策定
	会場地市町村第2次選定 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】
2016年度 (平成28年度)	第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察
	栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議
	デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)開催希望申請書を栃木県に提出
	デモンストレーションスポーツ第1次選定(キンボールスポーツ)内定通知
	第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 【愛称】いちご一会とちぎ国体 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。
	第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 「とちまるくん」
2017年度 (平成29年度)	栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育大会開催申請書を(公財)日本体育協会会長及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会第3回理事会において第77回国民体育大会(本大会)の開催地に栃木県が内定
2018年度 (平成30年度)	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会
	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会・第1回総会
2019年度 (令和元年度)	(公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の会期が2022年10月1日～11日に決定
	第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回総会
	(公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の競技会会期が決定
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回常任委員会(専決)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 下野市を代表する者
- (2) 下野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 常任委員 40名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は下野市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30(2018)年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりい

ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。

4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から
常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づき常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【委員】 101名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	下野市議会	議長	秋山 幸男
3		下野市議会	副議長	石田 陽一
4		下野市議会総務常任委員会	委員長	岡本 鉄男
5		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	松本 賢一
6		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	大島 昌弘
7		県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長
8	栃木県ハンドボール協会		会長	五十嵐 清
9	栃木県キンボールスポーツ連盟		理事長	田村 孝士
10	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
11	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
12		下野市スポーツ推進委員会	会長	増渕 進
13		下野市体育協会	会長	野口 俊明
14		下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
15		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増渕 進
16		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
17		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
18		株式会社栃木サッカークラブ	代表取締役社長	橋本 大輔
19	学校関係	下野市小学校長会	会長	青木 浩美
20		下野市中学校長会	会長	坂口 修
21		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
22		下野市幼稚園連合会	会長	小倉 康延
23		学校法人自治医科大学	学長	永井 良三
24	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
25		石橋商工会	会長	吉田 宗司
26		宇都宮農業協同組合	代表理事組合長	芝野 三郎
27		小山農業協同組合	代表理事組合長	福田 浩一郎
28		下野市青年クラブ協議会	会長	大島 恵太
29		下野市建設業協同組合	理事長	前原 正義
30		下野市造園建設業協同組合	理事長	大橋 久也
31		下野市管工事業協同組合	理事長	吉田 宗司
32		下野市本場結城紬振興協議会	会長	松本 脩
33		下野市立地企業連絡協議会	会長	植草 英一郎
34		株式会社 道の駅しもつけ	取締役支配人	後藤 勲
35		企業組合すがたがわ	代表理事	池田 栄
36		通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅	駅長
37	下野・壬生タクシー事業者協議会		会長	荒川 弘幸
38	日本郵便株式会社 下野小金井郵便局		局長	粕谷 竜也
39	東日本電信電話株式会社栃木支店		支店長	長谷部 周彦
40	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社		支社長	矢島 浩二
41	一般社団法人栃木県バス協会		会長	手塚 基文
42	東京海上日動火災保険株式会社 小山支社		支社長	三浦 信明
43	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
44		一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
45		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
46		下野市食生活改善推進員協議会	会長	佐藤 とよ子
47		下野市農村生活研究グループ協議会	会長	伊澤 和江
48		小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
49		国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
50		南河内食品衛生協会	会長	須藤 好章

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
51	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
52		一般社団法人小山歯科医師会	会長	手束 公一
53		一般社団法人小山薬剤師会	会長	山田 利信
54		公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	支部長	前原 多鶴子
55		日本赤十字社栃木県支部下野市地区	地区長	広瀬 寿雄
56		自治医科大学附属病院	病院長	佐田 尚宏
57		医療法人社団友志会石橋総合病院	理事長	正岡 太郎
58		医療法人小金井中央病院	理事長	田中 昌宏
59	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	消防長	須田 実
60		下野市消防団	団長	倉井 茂樹
61		交通安全協会下野支部	支部長	奥田 勉
62		下野地区防犯協会連合会	会長	広瀬 寿雄
63		下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
64		下野市女性防火クラブ	会長	海老原 新子
65	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
66		下野市国内交流協会	会長	川俣 一由
67		下野市国際交流協会	会長	伊沢 一郎
68		社会福祉法人下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
69		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	稲見 綾子
70		下野市PTA連絡協議会	会長	阿部 憂子
71		下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
72		下野市緑化推進委員会	会長	川俣 一由
73		下野市文化協会	会長	中川 賢一
74		一般財団法人 グリムの里いしばし	理事長	伊澤 勝彦
75		下野市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 欣有
76		下野ライオンズクラブ	会長	田村 友輝
77		石橋ライオンズクラブ	会長	横田 敏弘
78		下野市身体障害者福祉会	会長	山本 隆
79		下野市ボランティア連絡協議会	会長	海老原 新子
80		下野市健康推進員協議会	会長	上野 文夫
81	報道関係	日本放送協会宇都宮放送局	局長	村木 優実子
82		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 憲司
83		株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
84		株式会社テレビ朝日宇都宮支局	支局長	小平 和英
85		東京新聞宇都宮支局	支局長	蒲 敏哉
86		ケーブルテレビ株式会社	代表取締役	高田 光浩
87		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
88		株式会社栃木南部よみうり	営業部長	尾池 護
89		株式会社朝日新聞社宇都宮総局	総局長	向井 貴之
90		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	青木 英一
91		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
92	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
93		下野市教育委員会	教育長	池澤 勤
94		下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
95		下野市総務部	部長	梅山 孝之
96		下野市市民生活部	部長	山中 利明
97		下野市健康福祉部	部長	手塚 均
98		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
99		下野市建設水道部	部長	瀧澤 卓倫
100		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
101		下野市教育委員会事務局	教育次長	清水 光則
102		下野市	会計管理者	所 光子
103		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

【顧問】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
104	県議会関係	栃木県議会	議員	高山 和典

【参与】 23名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
105	市議会関係	下野市議会	議員	秋山 幸男
106	市議会関係	下野市議会	議員	石田 陽一
107	市議会関係	下野市議会	議員	岡本 鉄男
108	市議会関係	下野市議会	議員	松本 賢一
109	市議会関係	下野市議会	議員	大島 昌弘
110	市議会関係	下野市議会	議員	坂村 哲也
111	市議会関係	下野市議会	議員	伊藤 陽一
112	市議会関係	下野市議会	議員	五戸 豊弘
113	市議会関係	下野市議会	議員	貝木 幸男
114	市議会関係	下野市議会	議員	石川 信夫
115	市議会関係	下野市議会	議員	相澤 康男
116	市議会関係	下野市議会	議員	奥田 勉
117	市議会関係	下野市議会	議員	中村 節子
118	市議会関係	下野市議会	議員	高橋 芳市
119	市議会関係	下野市議会	議員	小谷野 晴夫
120	市議会関係	下野市議会	議員	磯辺 香代
121	市議会関係	下野市議会	議員	村尾 光子
122	市教育委員	下野市教育委員会	委員	永山 伸一
123	市教育委員	下野市教育委員会	委員	佐間田 香
124	市教育委員	下野市教育委員会	委員	熊田 裕子
125	市教育委員	下野市教育委員会	委員	石嶋 和夫
126	国・県関係	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 国分寺出張所	出張所長	松村 光雄
127	国・県関係	下野警察署	署長	篠原 勝弘

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【副会長】 7名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	議長	秋山 幸男
2	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
3		石橋商工会	会長	吉田 宗司
4	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明
5	社会团体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
6	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
7		下野市教育委員会	教育長	池澤 勤

【常任委員】 33名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	副議長	石田 陽一
2		下野市議会総務常任委員会	委員長	岡本 鉄男
3		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	松本 賢一
4		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	大島 昌弘
5	県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長	星野 務
6		栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
7		栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
8	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
9		下野市スポーツ推進委員会	会長	増淵 進
10		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増淵 進
11		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
12		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
13	学校関係	下野市小学校長会	会長	青木 浩美
14		下野市中学校長会	会長	坂口 修
15		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
16	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
17		一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
18	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
19		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
20	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
21	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
22	社会团体関係	社会福祉法人 下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
23		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	稲見 綾子
24		下野市PTA連絡協議会	会長	阿部 憂子
25	報道関係	株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
26	市関係	下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
27		下野市総務部	部長	梅山 孝之
28		下野市市民生活部	部長	山中 利明
29		下野市健康福祉部	部長	手塚 均
30		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
31		下野市建設水道部	部長	瀧澤 卓倫
32		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
33		下野市教育委員会事務局	教育次長	清水 光則

【監事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市関係	下野市	会計管理者	所 光子
2		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31(2019)年2月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する こと。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 情報通信に関すること。 5 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明
2	スポーツ関係	株式会社栃木サッカークラブ	運営部ホームタウン	赤井 秀行
3	学校関係	下野市小学校長会	薬師寺小学校長	海老原 忠
4	学校関係	下野市中学校長会	国分寺中学校長	石崎 雅也
5	学校関係	栃木県立石橋高等学校	教頭	小林 崇宏
6	学校関係	下野市幼稚園連合会	野ばら幼稚園園長	佐藤 麻矢子
7	学校関係	学校法人自治医科大学	総務部長	藤田 康幸
8	産業・経済関係	下野市商工会	副会長	野田 善一
9	産業・経済関係	石橋商工会	理事	小堀 義美
10	産業・経済関係	宇都宮農業協同組合	南河内営農経済センター長	坂入 宏一
11	産業・経済関係	小山農業協同組合	北部営農支援センター長	小林 裕二
12	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡
13	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	副会長	渡邊 欣宥
14	社会団体関係	下野市国内交流協会	監事	本橋 保夫
15	社会団体関係	下野市国際交流協会	副会長	黒須 重光
16	社会団体関係	下野市社会福祉協議会	事務局次長兼総務課長	角田 充仙
17	社会団体関係	下野市子ども会育成会連絡協議会	副会長	杉浦 伸介
18	社会団体関係	下野市PTA連絡協議会	理事	渡邊 喜正
19	社会団体関係	下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
20	社会団体関係	下野市文化協会	副会長	高橋 佳枝
21	社会団体関係	下野市ボランティア連絡協議会	会計	福田 白
22	市関係	総合政策部総合政策課	課長	福田 充男
23	市関係	総合政策部市民協働推進課	課長	根本 宣明
24	市関係	健康福祉部社会福祉課	課長	木村 一枝
25	市関係	健康福祉部こども福祉課	課長	仙頭 明久

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
26	市関係	健康福祉部高齢福祉課	課長	長塚 章
27	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄
28	市関係	産業振興部商工観光課	課長	伊澤 巳佐雄
29	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一
30	市関係	教育委員会事務局生涯学習文化課	課長	篠崎 正代
31	市関係	教育委員会事務局文化財課	課長	山口 耕一

競技式典専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	理事	福田 治
2	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	副理事長	岸 裕行
3	県競技団体	栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
4	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
5	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	顧問	梁島 耕治
6	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	副会長	松山 裕
7	スポーツ関係	下野市体育協会	副会長	金島 真
8	スポーツ関係	下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
9	スポーツ関係	NPO法人夢くらぶ国分寺	理事	増山 裕子
10	スポーツ関係	NPO法人元気ワイワイ南河内	事務局長	熊谷 美里
11	スポーツ関係	NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
12	学校関係	栃木県立石橋高等学校	地域連携教員	針谷 勉
13	学校関係	学校法人自治医科大学	教授	板井 美浩
14	市関係	総合政策部総合政策課	課長	福田 充男
15	市関係	教育委員会事務局教育総務課	課長	近藤 善昭
16	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一

宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡
2	宿泊・観光関係	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
3	宿泊・観光関係	下野市食生活改善推進員協議会	副会長	齋藤 好子
4	宿泊・観光関係	下野市農村生活研究グループ協議会	顧問	菊地 百合子
5	宿泊・観光関係	小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
6	宿泊・観光関係	国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
7	宿泊・観光関係	南河内食品衛生協会	顧問	早川 進
8	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	—	都丸 高志
9	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	黒田 裕之
10	医療関係	一般社団法人小山薬剤師会	理事	塩野入 洋
11	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	助産師	渡部 睦美
12	市関係	市民生活部環境課	課長	坂本 秀夫
13	市関係	健康福祉部健康増進課	課長	近藤 和行
14	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄
15	市関係	産業振興部商工観光課	課長	伊澤 巳佐雄

輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅	駅長	江面 貴之
2	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
3	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	専務理事	小矢島 応行
4	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	警防課長	鯉沼 崇
5	警備・消防関係	下野市消防団	副団長	小平 友一
6	警備・消防関係	交通安全協会下野支部	支部会計	蓬田 英夫
7	警備・消防関係	下野地区防犯協会連合会	理事	直井 満
8	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	副会長	茂呂 昭雄
9	警備・消防関係	下野市女性防火クラブ	副会長	五月女 豊子
10	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所	出張所長	松村 光雄
11	国・県関係	下野警察署	交通課長	小島 悟
12	市関係	市民生活部安全安心課	課長	直井 満
13	市関係	建設水道部建設課	課長	保沢 明

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)
主要行事		日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定		リハーサル大会開催 中央競技団体視察	第77回国民体育大会 開催 第22回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催	国体準備室(仮) (4月) 第2回準備委員総会・ 第1回実行委員会総会 開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進本部 設置・開催	第2回実行委員会 総会開催	第3回実行委員会 総会開催	第4回実行委員会 総会開催
	準備委員会設立	実行委員会への改組			
	県準備委員会との 連絡調整		リハーサル大会実施本部・大会実施本部 設置・開催		
①総務企画 ②財 務	開催推進総合計画 策定・進行管理		大会運営ガイドライン 策定 協賛取扱要項策定 リハ大会経費検討 大会経費予算検討	大会実施本部運営 マニュアル作成 協賛の推進 リハ大会予算 執行・決算 大会予算編成	大会予算 執行・決算 大会用 識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 大会保険加入
③広 報	総務企画専門委員会	広報基本計画策定 ↓ 広報 アクションプラン策定 ↓ 広報啓発活動の推進 実行委員会ホーム ページ開設準備 大会報告書編成 方針決定	実行委員会ホーム ページ開設・運営	実行委員会ホーム ページ運営 大会報告書作成	大会報告書
④市民活動	総務企画専門委員会	市民運動基本計画策定 市民運動 アクションプラン策定 ボランティア募集等 の検討 ↓ ボランティア募集 要項策定	市民運動 アクションプラン実施 リハ大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集	大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集・ 研修会開催 リハ大会 ボランティア配置	大会ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし	総務企画専門委員会	観光・おもてなし 基本計画策定	観光・おもてなし 実施要項策定 総合案内所 設置要項策定 休憩所等 設置要項策定 売店 設置要項策定 歓迎装飾実施要項策定	ガイドブック・観光ガイド マップ作成検討 リハ大会 総合案内所設置 リハ大会 休憩所等設置 リハ大会 売店設置	ガイドブック・観光ガイド マップ配布 案内所設置 休憩所等設置 売店設置 歓迎装飾実施
国体開催県	福井県	茨城県	鹿児島県	重慶	栃木県

第5回実行委員会解散総会

大会決算書

第77回国民体育大会開催

大会報告書

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)	
⑥競技	競技式典専門委員会	競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定 競技日程・組合せ表(案)作成	競技別プログラム作成 組合せ抽選会実施	
		競技用具整備計画検討	競技用具整備計画策定 競技用具整備	競技役員等編成(案)作成	競技役員等編成決定・委嘱	
		リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項策定	競技会係員・補助員編成計画策定	競技会係員・補助員編成決定及び養成	競技会係員・補助員の委嘱
		練習会場地案作成	練習会場協力依頼	練習会場借用依頼		
			デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項策定	デモスポ開催	
			情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項策定	臨時通信施設架設設置	
⑦式典			式典基本計画策定 炬火イベント実施計画策定	式典実施要項策定 炬火イベント実施要項策定	各競技会開始式・表彰式の実施 炬火イベント実施	
⑧施設			施設整備基本計画策定	リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営 大会会場設営仕様書作成	大会会場設営
			競技施設整備の実施			
⑨宿泊			宿泊基本計画策定 第一次仮配宿シミュレーション	リハ大会宿泊要項作成 第二次仮配宿シミュレーション リハ大会弁当調達要項作成	大会宿泊要項作成 第三次仮配宿シミュレーション 大会弁当調達要項作成	大会宿泊本部設置 大会配宿実施 大会弁当調達
⑩医事衛生	宿泊衛生専門委員会	医事衛生基本計画策定	医療救護対策要項策定	医療救護対策実施要領策定 リハ大会対策救護所設置計画策定	救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置	大会救護所設置
		感染症(防疫)対策要項策定	感染症(防疫)対策要項策定	感染症(防疫)対策要領策定	防疫対策実施計画策定	医事衛生本部設置
		食品衛生対策要項策定	食品衛生対策要項策定	食品衛生対策要領策定	食品衛生対策実施計画策定	
		環境衛生対策要項策定	環境衛生対策要項策定	環境衛生対策要領策定	環境衛生対策実施計画策定	
				廃棄物処理計画策定	廃棄物処理実施	
⑪輸送交通	輸送交通専門委員会	輸送交通基本計画策定	リハ大会輸送計画策定	リハ大会計画輸送実施	輸送本部設置	
		輸送業務実施要項策定	計画輸送シミュレーション	会場地輸送計画策定		
		輸送計画等調査	交通対策業務実施要項検討	交通対策業務実施要項策定		
⑫消防警備	消防警備専門委員会	消防防災・警備業務基本計画策定	消防防災・警備業務実施要項策定 リハ大会消防警備計画策定	大会自主警備計画策定 リハ大会消防警備本部設置	消防警備本部設置	

第77回国民体育大会開催

国体開催県: 福井県 茨城県 鹿児島県 三重県 栃木県